

凡例

- 敷地範囲
- 形質変更範囲
- 単位区画
- 基準不適合区画
- 筆界

【起点】
 起点は、枚方市藤阪東町一丁目2197番12にある既往調査の起点とした。

【格子の回転角度】
 起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線を右に83°1'12"回転させて、単位区画に区分した。

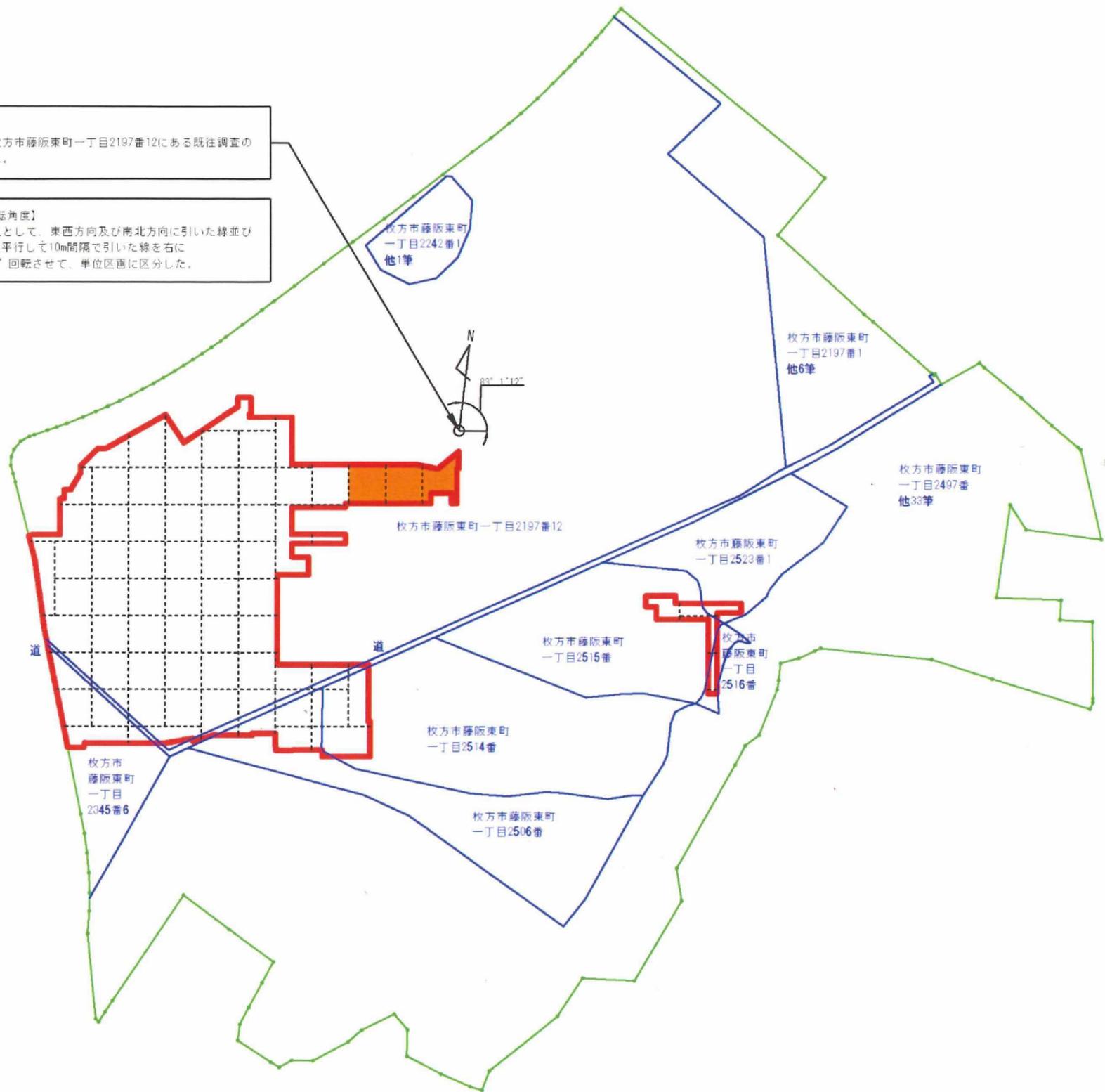


図 9.2-1 ふっ素及びその化合物の基準不適合区画